

●香川県告示第254号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年5月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
20-38	平成20年5月14日から 平成23年5月13日まで	医療法人社団 啓友会 久米 川病院	高松市新田町甲474番地3
20-39	平成20年5月14日から 平成23年5月13日まで	医療法人社団 研宣会 広瀬 病院	高松市松縄町35番地3
20-40	平成20年5月14日から 平成23年5月13日まで	医療法人社団 高島医院	高松市木太町1986番地
20-41	平成20年5月14日から 平成23年5月13日まで	医療法人 圭良会 永生病院	仲多度郡まんのう町買田221 番地3
20-42	平成20年5月14日から 平成23年5月13日まで	医療法人社団 赤心会 赤沢 病院	坂出市府中町325番地
20-43	平成20年5月14日から 平成23年5月13日まで	坂出聖マルチン病院	坂出市谷町1丁目4番13号
20-44	平成20年5月14日から 平成23年5月13日まで	医療法人社団 たけお会 岩 佐病院	仲多度郡琴平町榎井775番地
20-45	平成20年5月14日から 平成23年5月13日まで	医療法人 寿愛会 羽崎病院	観音寺市栄町3丁目4番1号